

# 「飛行差し止め」

## 担当裁判官模索

### 第1次嘉手納爆音 著書で公表

1994年の第1次嘉手納爆音訴訟の判決で、当時那覇地裁沖縄支部の裁判長だった瀬木比呂志明治法科大学院専任教授が「重大な健康被害が生じた場合には飛行差し止めも認められる」との論理を構築しようと考えていたことが分かった。このほど発行した著書「民事訴訟の本質と諸相」

市民のための裁判をめざして」（日本評論社）の中で明らかにした。元裁判官が判決に至った経緯を公表するのは異例。

航空機爆音訴訟の判例として、大阪国際空港の夜間飛行差し止めを求めた81年の最高裁判決がある。同判決は、騒音が大きなくても飛行差し止めは認められない

と示しており、瀬木教授は「難聴のような重大な健康被害が生じても差し止めは一切認めないことになる」と指摘。「人権を踏みにじる判決を平気で下し、疑問を禁じ得ない」と話す。

その上で嘉手納爆音訴訟は民間空港と米軍基地という違いがあることから同判決に沿うのではなく、重大な健康被害が生じた場合は差し止めも認められるという一般論を立て「判決に小さな穴を開けたい」と考えたという。

しかし、判決の下書きができた93年に最高裁は、国は米軍の活動を制限できる立場にないとする「第三者行為論」に基づき、神奈川県厚木基地の米軍機飛行差し止め請求を退ける判決を言い渡した。当時は「直近の最高裁判決に従うべきだ」と判断。一般論を立てるといって、「判決の心臓部」を捨て、差し止めを棄却した。

瀬木教授は「差し止めを一定認める枠組みを示しておけば、一つの理論的突破口になっていた。今思うと心残りだ」と振り返る。

重大な健康被害が出ても一切の差し止めを認めない

ことは「他の国では一般的でないと思う」と指摘。憲法が保障する人権に関わる訴訟は「最高裁に従うのではなく、個々の裁判官が良心に従い果敢に判断していくべきだ」と話した。